

令和 8 年 9 月 30 日
練馬区地域文化部スポーツ振興課

練馬区立総合体育館トレーニング室運営業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立総合体育館トレーニング室運営業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区立総合体育館トレーニング室運営業務委託
- (2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日
※ただし、成績評価を行った結果、良であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区谷原一丁目 7 番 5 号
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙 1）による
- (5) 概算経費 23,855,100 円（税込）
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

トレーニング室運営業務またはこれに類する業務の受託実績を有すること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項（同令第167条の11第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年9月30日（水）
現地見学会	令和8年10月13日（火）
質問受付期間	令和8年9月30日（水）～ 令和8年10月19日（月）午後5時まで
質問回答日	令和8年10月26日（月）
提案書類受付期間	令和8年9月30日（水）～ 令和8年10月30日（金）午後5時まで
一次審査 結果通知	令和8年11月19日（木）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年11月26日（木）
第二次審査 結果通知	令和8年11月30日（月）

4-2 現地見学会

- （1）開催日時 令和8年10月13日（火） 午後1時から午後5時まで
- （2）開催場所 練馬区立総合体育館 トレーニング室
- （3）注意事項 説明会の参加人数は、1事業者あたり2名までとし、時間は30分程度。
- （4）申込方法 令和8年10月8日（木）午後3時までに電子メールで見学希望時間を知らせること。
練馬区立総合体育館電子メール：GYM1@city.nerima.tokyo.jp
※件名は「プロポーザル見学希望」とすること。

4-3 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式1）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- （1）質問受付期間 令和8年9月30日（水）～令和8年10月19日（月）午後5時
※期間を過ぎた質問は受け付けない。
- （2）質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールを送付すること。
- （3）担当部署 練馬区地域文化部スポーツ振興課総合体育館 工藤・加藤
電子メール：GYM1@city.nerima.tokyo.jp
- （4）回答方法 令和8年10月26日（月）から、区ホームページにおいて本プロポーザルに関するページに掲載する。

4-4 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり提出書類作成要領（資料1）を参照の上、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年9月30日(水)～令和8年10月30日(金)午前9時から午後5時まで
※土、日、祝日は除く。
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）。
- (3) 提出場所 練馬区立総合体育館（練馬区谷原一丁目7番5号）
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	参加表明書（様式2）	1部
	企画提案書	8部
	本業務の人員体制	8部
	受託実績申告書（様式3）	8部
	主たる担当者の資格等申告書（様式4）	8部
	見積書	8部
法人の資格に関する書類	会社組織図	8部
	会社概要（様式5）	8部
	直近の決算に係る財務諸表	1部
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1部

- (5) 企画提案書等の差し替えおよび再提出
受付期間後の企画提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

4-5 参加の辞退

本件プロポーザルの参加に必要な書類を提出した者で、参加を辞退する場合は、必ず参加辞退書（様式6）を電子メールにより提出すること。

4-6 一次審査

- (1) 一次審査通過者の選定
提出書類に基づき審査を行う。なお、一次審査の評価が高いものから順に3者程度を一次審査通過者とする。
- (2) 一次審査の結果通知
令和8年11月19日（木）に代表者宛てに電子メールにより通知する。

4-7 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年11月26日（木）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。二次審査の開始時間、実施方法などの詳細については、一次審査の結果通知に併せて通知する。

(1) 選考時間

1者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

(2) 説明者

3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの資料

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うものとし、必要に応じてパソコン等の電子機器を使用することができる。なお、パソコン等の電子機器を使用する場合、本体以外の備品は区が用意する。

(4) 二次審査の結果通知

令和8年11月30日（月）に代表者宛てに電子メールにより通知する。

4-8 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・公共体育施設における本事業類似の契約実績の有無
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内事業者である、または区内に事業所がある
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮、就労環境整備

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 公共体育施設における本事業類似の契約実績の有無
実施体制	・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制 ・ スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	・ 具体的で独創的な提案の有無
提案内容	・ 委託目的との整合性 ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の的確性 ・ 提案内容の具体性
担当者評価	・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・ 説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・ 見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・ 区内事業者である、または区内に事業所がある
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮、就労環境整備

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（資料2）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区地域文化部スポーツ振興課総合体育館 工藤・加藤

練馬区立総合体育館（練馬区谷原一丁目7番5号）

電話 03-3995-2805

FAX 03-3995-8613

電子メール GYM1@city.nerima.tokyo.jp